平成２２年（フ）第６３８号
鹿児島県日置市吹上町入来2419番地10
債務者　有村ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
北海道小樽市花園４丁目８番６号　インティメイトハイツ小樽201号室、前住所北海道小樽市花園４丁目８番６号　インティメイトハイツ小樽101号室
債務者　敦賀　英子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９８号
北海道小樽市桜１丁目21番12号　桜マンション、前住所北海道小樽市桜５丁目４番９号　小蕎アパート
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２０１号
北海道小樽市富岡１丁目13番22号、前住所札幌市中央区南11条西20丁目３番29号　日宝ノール旭ヶ丘701号
債務者　板橋　基城
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４９０号
秋田県男鹿市船川港台島字中台122番地３
債務者　本間いくみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地28番地４　コーポわたなべ102号室
債務者　真坂　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６５号
秋田県由利本荘市西梵天159番地２
債務者　髙橋　次男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２９９号
福島県二本松市大沢50番地
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
福島県相馬市尾浜字南ノ入107番地の２
債務者　宍戸美智子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３９４号
福井市舞屋町第15号104番地
債務者　別島つね子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
山梨県甲府市国玉町978番地１ハイステージシエル102
債務者　芳野　　学
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
山梨県笛吹市春日居町鎮目29―３　ライフピア917、住民票上の住所静岡県熱海市林ガ丘町４番１号　コスモ熱海林ガ丘704号
債務者　小畑　恒範
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
山梨県南アルプス市落合216番地１　ハイム平成Ⅱ―15
債務者　植松　昌也
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
長野県上田市上野136番地15、前住所長野県上田市蒼久保1000番地31
債務者　田中　幸江
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１２６号
長野県諏訪郡富士見町富士見10803番地１、前住所長野県諏訪郡富士見町立沢1157番地２
債務者　河西　幸則
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４０号
愛知県名古屋市名東区高社２丁目100番地の１　ホワイトヒルズ一社202号、破産手続申立時の住所岐阜県飛騨市古川町沼町341番地
債務者　住　智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係